

第6回 淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会

令和6年6月6日

目 次

1. 令和5年度の経過報告（オープン化指定、ハード整備状況等）
2. 令和5年度「事業報告書」の承認について
3. 今後のスケジュール（占用までの手続き、使用契約締結、各工事、供用開始時期等）
4. 変更後の「事業計画書」の承認について

1. 令和5年度の経過報告 【オープン化指定】

○ 河川空間のオープン化の概要

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、**一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。**

■ オープン化が適用される要件

- ✓ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
⇒ **第5回十三河川敷エリア魅力向上協議会にて承認**
- ✓ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- ✓ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

※ 準則＝河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号）

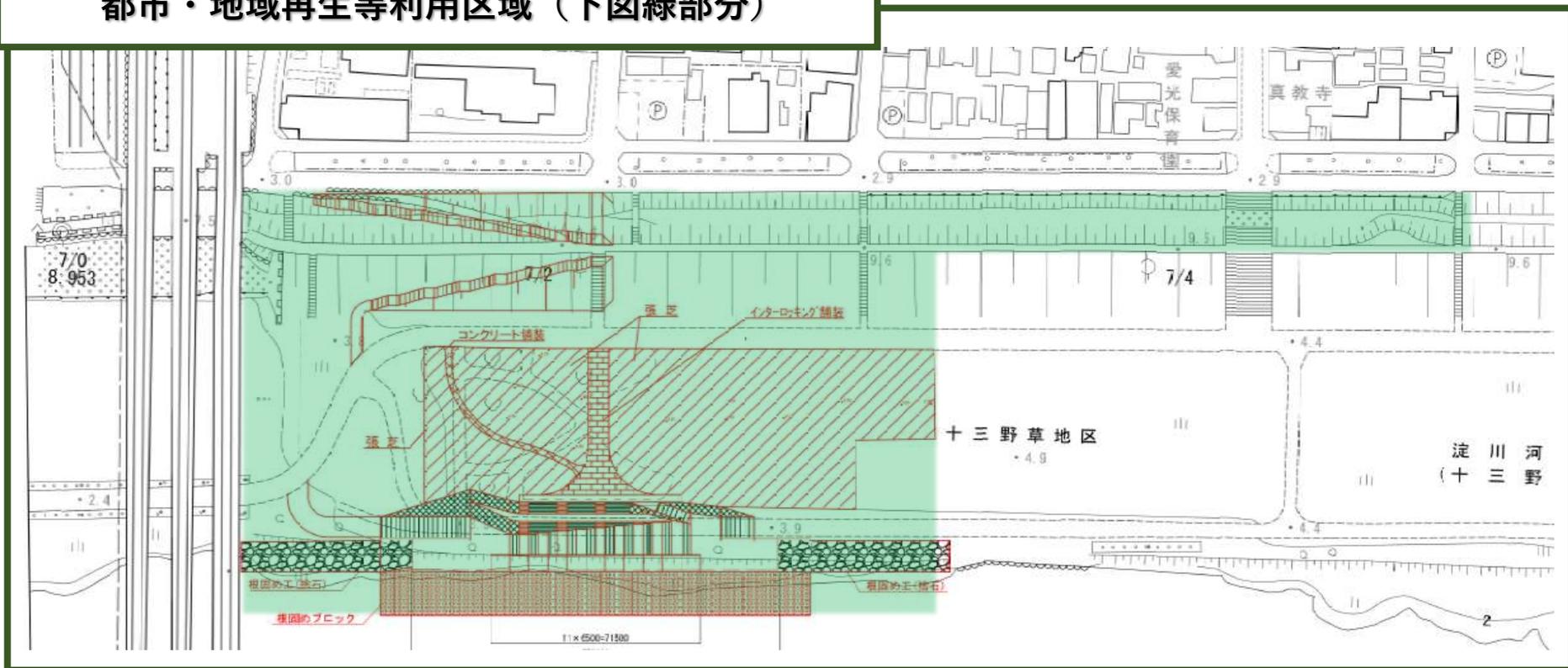
1. 令和5年度の経過報告 【オープン化指定】

■ 淀川河川敷十三地区（右岸）の「都市・地域再生等利用区域」指定

【第5回協議会后】 占用主体である大阪市から河川管理者へ要望

【令和6年3月29日】 「都市・地域再生等利用区域」に指定

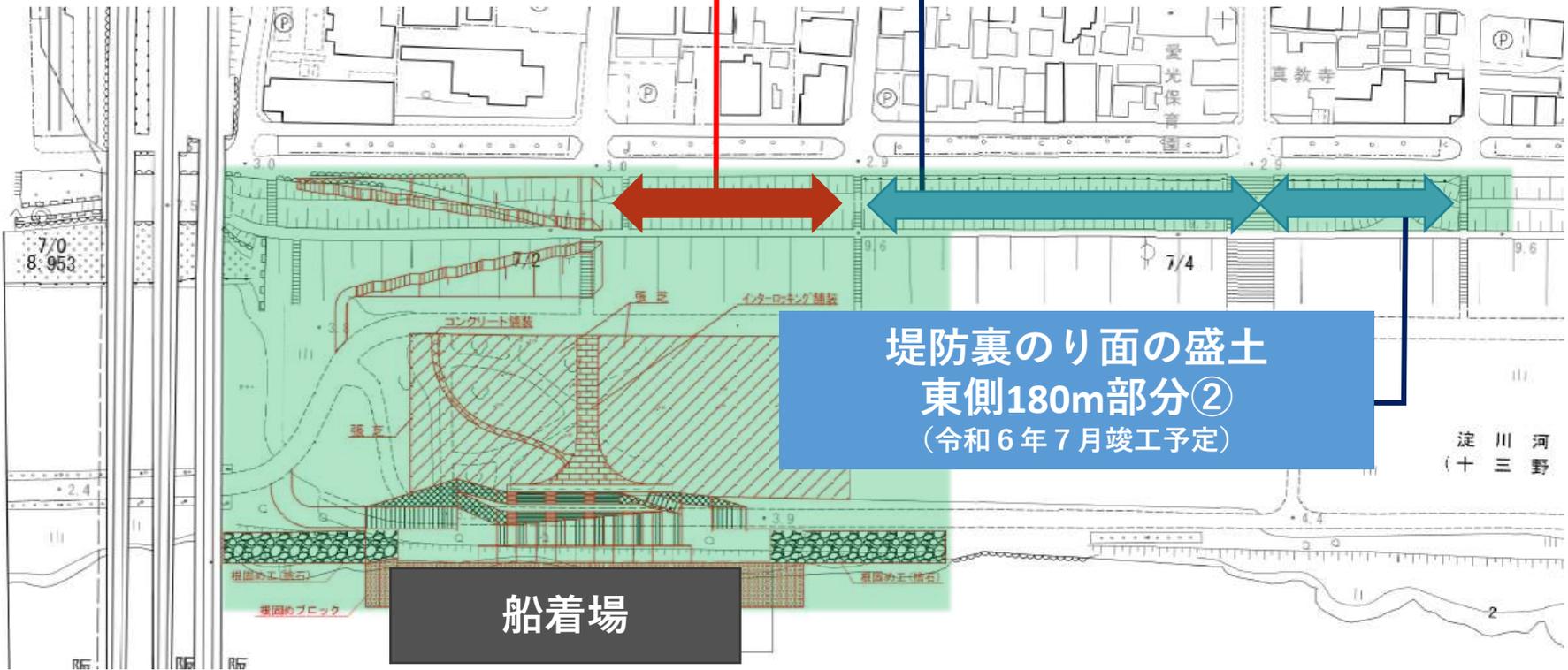
都市・地域再生等利用区域（下図緑部分）



1. 令和5年度の経過報告 【ハード整備状況】

堤防裏のり面の盛土
西側80m部分
(令和5年7月竣工)

堤防裏のり面の盛土
東側180m部分①
(令和6年2月竣工)



2. 令和5年度「事業報告書」の承認について

「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」より抜粋

(事業の報告)

第19条 乙は、次の事項を記載した「事業報告書」を甲の会計年度毎に毎年度作成し、毎年度終了後20日以内に書面により甲に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況
- (2) ハード事業施設全体及びハード事業施設毎の利用状況（利用者数など）
- (3) 事業にかかる経費等の収支状況
- (4) その他事業実施状況を把握するために必要な項目（事業効果など）
- (5) 今後の事業の見通し又は方向性

2 甲は乙から事業報告書の提出があった場合は、協議会に報告し、その承認を得なければならない。

○ 事業報告書の詳細については、別添資料1「令和5年度 事業報告書」参照

3. 今後のスケジュール

※ 現時点での予定であり、今後変更となる可能性があります。



- (第1回協議会・令和3年3月31日) 十三駅周辺のまちづくりの展望、協議会の位置づけ
- (第2回協議会・令和3年9月14日) 事業の内容(ハード・ソフト)や範囲の整理の整理、コンセプトの作成
- (第3回協議会・令和4年3月28日) マーケットサウンディングの結果報告、かわまちづくり計画について
- (第4回協議会・令和5年3月29日) 公募条件について、河川空間のオープン化に向けた手続きについて
- (第5回協議会・令和5年10月2日) 事業計画書の承認、河川空間のオープン化の合意について
- (第6回協議会・令和6年6月6日) 令和5年度「事業報告書」の承認・変更した事業計画書の承認について
- (第7回協議会・未定) **工事着工前の事業計画書の承認**

万博開催期間
令和7年4月13日～
10月13日

4. 変更後の「事業計画書」の承認について

イメージパース



- 事業計画書の詳細については、
- ・ 別添資料 2-1 「変更前の事業計画書」
 - ・ 別添資料 2-2 「変更後の事業計画書（案）」
 - ・ 別添資料 3 「事業計画書 変更点リスト」 参照